

厚生労働省告示第八十四号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現に指定を受けている児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第六号）による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第六十六条に規定する指定放課後等デイサービス事業者が行う指定放課後等デイサービスに要する費用の額の算定については、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

平成二十九年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示

第一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1のイロニ及び第3の1の注8」を記す。

第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。5の注3のニにおいて同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注8において同じ。）」ロロロ「指導員」や「その他の従業者」ロロロ「ロロロ」指導員」や「児童指導員又は障害福祉サービス経験者（同条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同じ。）」ロロロ「ロロロ」指導員」や「児童指導員又は障害福祉サービス経験者」ロロロ「ロロロ」指導員又は保育士（特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）（ニにおいて「指導員等」という。）」や「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（ニにおいて「児童指導員等」という。）」ロロロ「ロロロ」指導員等」や「児童指導員等」ロロロ。

第二 厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二号の二中「研修をいう。」の下に「以下第九号において同じ。」を加え、第九号を次のように改める。

九 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注3及び注4の厚生労働大臣が定める施設基準

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（指定通所基準第六十六条第一項第一号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。）のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものを一以上配置していること。

第三 厚生労働大臣が定める児童等（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第八号の次に次の一号を加える。

八の二 通所給付費等単位数表第3の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する者

第一号の規定を準用する。

第四 厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第二号口中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第六条の二」を「第六条の二の二」に改める。

第三号口の表上欄 中「指導員若しくは」を「児童指導員、」に改め、「国家戦略特別区域限定保育士）」の下に「若しくは障害福祉サービス経験者（指定通所基準第六十六条第一項第一号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。）」を加える。